

令和8年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時	令和8年4月17日（金）午後3時0分～午後3時35分
開催場所	市役所8階大会議室
件名	議案第1号 令和7年度所沢市農業委員会事業報告について 議案第2号 令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について 議案第3号 令和9年度農林業関係税制改正要望事項について 議案第4号 令和8年度所沢市農業施策に関する意見について 協議事項1 令和8年度最適化活動の目標の設定等について 協議事項2 農地利用状況調査の実施について

出席委員

1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏	9番 北田 良孝	10番 栗原 明夫
12番 平岡 豊子	13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明
15番 中 茂紀	16番 水村 英紀	18番 諸星 孝治
19番 糟谷 裕義	20番 池田 仁志	21番 野村 雄二
22番 見澤 宏美	23番 粕谷 治彦	24番 鈴木 孝史
25番 山田 広行	26番 横山 進	27番 北田 守男
28番 加藤 誠人	29番 佐久間 武	

欠席委員

8番 吉田 英和	17番 新井 祥穂
----------	-----------

農業委員会事務局により進行。鹿島会長のあいさつの後、引き続き鹿島会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日は、議席番号8番 吉田英和委員、17番 新井祥穂委員から欠席の連絡がありましたのでご報告します。

本日の議事録署名委員に議席番号1番 斎藤昇委員、2番 二上茂雄委員を指名します。

議案第1号 令和7年度所沢市農業委員会事業報告について

議長： 「議案第1号 令和7年度所沢市農業委員会事業報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 令和7年度所沢市農業委員会事業報告について」ご説明いたします。

議案第1号

令和7年度所沢市農業委員会事業報告について

次のとおり審議願います。

令和8年4月17日

所沢市農業委員会会長 鹿島 正之助

「令和7年度事業報告」「1会議の開催状況」です。

「(1)通常総会」は、4月18日に開催し、4議案を審議しました。

「(2)総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。

「(3)農地利用最適化推進会議」は、原則偶数月に開催し、年6回の開催となり、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。4月は通常総会と同日に開催しました。

「(4)地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催することになっており、地区ごとに9回開催、8月、12月、3月はそれぞれ合同で開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用、利用権設定の総会議案等について打ち合わせを行いました。

「2会議・研修視察等の開催状況」は、農業委員会入間地方協議会などが開催する会等に出席しました。

「3要望活動」は、令和8年度農林業関係税制改正要望事項を埼玉県農業者会議会長へ提出しました。また、令和7年4月25日に所沢市長に「令和7年度所沢市農業施策に関する意見書」を提出しました。

「4農地移動状況」になります。

「(1)農地法第3条許可(権利区分別)」は、25件の許可をしました。

令和6年度は28件でした。

「(2)農地法第3条許可(理由別)」は、25件を理由別にまとめました。

「(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出」は、102件でした。

令和6年度は88件でした。

「(4)農地法第4条(区域区分別)」は、合計52件でした。

令和6年度は48件でした。

「(5)農地法第5条(権利区分別)」は、合計208件でした。

令和6年度は190件でした。

「(6)農地法施行規則該当転用届出」は、4件でした。

令和6年度も5件でした。

「(7)農地法第4条(用途別)」は、52件を用途別にまとめました。

「(8)農地法第5条(用途別)」は、208件を用途別にまとめました。

「（９）各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書や通知件数等を種類別にまとめ、合計で３００件でした。

令和６年度は３２７件でした。

「５各種事業実施状況」になります。

「（１）農地利用状況調査」は、農地利用状況調査の結果を地区別にまとめました。全体の是正率は７４パーセントでした。

「（２）農業者年金の加入・受給状況」は、令和７年度の新規加入者は２人でした。

①の加入状況は、加入者が３３人、待期者が１９人です。

待期者は、６０歳以上で既に年金保険料の払い込みは終了していますが、６５歳未満等で、まだ年金を受給されていない方です。

③の農業者年金加入促進活動としましては、戸別訪問や広報活動を実施し、農委だよりに加入推進記事を掲載しました。

「（３）農地サポート事業」は、１４件の契約が成立し、４９，７７４平方メートルを流動化しました。

令和６年度は、１７件の契約が成立し、５９，８８８平方メートルでした。昨年度と同様、農業振興課との連携を強化し、農地の流動化及び集積・集約化を図ったため、農地サポート事業による利用権設定の全体件数は減少していますが、利用集積農地面積は目標面積を上回りました。

「（４）農業機械情報登録事業」は、登録が０件、成立が０件でした。

説明は以上です。

議長： 議案第１号、令和７年度所沢市農業委員会事業報告について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。採決につきましては、所沢市農業委員会総会会議規則第１０条の規定により、挙手をもって行います。

議案第１号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第１号については、原案のとおり決定といたします。

議案第2号 令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について

議長： 「議案第2号 令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について」ご説明いたします。

議案第2号

令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について
次のとおり審議願います。

令和8年4月17日

所沢市農業委員会会長 鹿島 正之助

「1 令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針」については、記載のとおりです。

「(1)基本方針」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」の3項目です。

「(2)具体的な施策」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」「④基本方針の実現に向けて」の4項目で、それぞれの内容は記載のとおりです。

「2 令和8年度事業計画」になります。

「(1)会議、研修会等の開催」は、以下の表のとおり予定しております。

「(2)基本方針に基づく主な活動」については、①から⑬までのとおりとなります。

説明は以上です。

議長： 議案第2号、令和8年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

議案第3号 令和9年度農林業関係税制改正要望事項について

議長： 「議案第3号 令和9年度農林業関係税制改正要望事項について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 令和9年度農林業関係税制改正要望事項について」ご説明いたします。

議案第3号

令和9年度農林業関係税制改正要望事項について

次のとおり審議願います。

令和8年4月17日

所沢市農業委員会会長 鹿島 正之助

令和9年度農林業関係税制改正要望事項は、相続税・贈与税納税猶予制度についての要望となります。要望項目と要望理由を読み上げます。

【要望項目】は、循環型農業として土地利用が図られている平地林を相続税・贈与税納税猶予制度の対象とする。

【要望理由】は、循環型農業のための堆肥づくり等に利用される平地林は、農業経営を維持するための重要な生産基盤であるが、納税猶予の適用除外とされている。相続税を納付するために処分するなど、農業経営を行っていくうえで大きな支障となっていることから、相続税納税猶予の適用対象とすべきである。

令和7年度と同様に1件の要望となります。

説明は以上です。

議長： 議案第3号、令和9年度農林業関係税制改正要望事項について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり決定といたします。

議案第4号 令和8年度所沢市農業施策に関する意見について

議長： 「議案第4号 令和8年度所沢市農業施策に関する意見について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 令和8年度所沢市農業施策に関する意見について」ご説明いたします。

議案第4号

令和8年度所沢市農業施策に関する意見について

次のとおり審議願います。

令和8年4月17日

所沢市農業委員会会長 鹿島 正之助

「令和8年度所沢市農業施策に関する意見について」は、記載のとおりです。

意見は大きく3項目あり、

- 1 優良農地の保全と有効活用について
- 2 担い手の育成・支援について
- 3 農業振興施策の充実について

それぞれの内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

議長： 議案第4号、令和8年度所沢市農業施策に関する意見について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり決定といたします。

それでは、ただいまご了承をいただきました意見書につきましては、本日、農業員会会長である私と田中会長職務代理委員、鈴木農地利用最適化推進委員長と糟谷副委員長により小野塚市長に面会を行い、提出することといたします。

議案第1号から議案第4号までについては、すべて可決されました。

協議事項1 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長： 「協議事項1 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項1 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について」ご説明いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」は、令和8年4月1日現在の農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要です。

「Ⅱ最適化活動の目標」「1最適化活動の成果目標」「（1）農地の集積」です。これまでの集積面積は670.89ヘクタール、集積率は47.6パーセントでした。令和4年度から埼玉県が定める目標を農業委員会の目標とすることとされたことから、令和15年度時点で56パーセントの農地の集積を目標としています。所沢市で令和15年度時点56パーセントの農地集積を達成する場合、今年度の新規集積面積は13.19ヘクタール、今年度末の集積面積の累計を684.08ヘクタール、集積率を48.5パーセントとしています。

「（2）遊休農地の解消」です。令和4年度から、緑区分と判断した遊休農地は5年間で、すべて解消することとされたことから、解消目標面積は1.36ヘクタールとしました。黄区分と判断した遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、令和7年度に引き続き「区分見直しを毎年度行うとともに、地形的条件不利地、権利関係の複雑化等、遊休化の要因ごとに農地の整理を行い、工程表を策定する」としました。新規に発生した緑区分の遊休農地については、調査の翌年度中にすべて解消することとされたことから、令和7年度に新規に遊休農地とされた6.81ヘクタールを解消目標とします。

「（3）新規参入の促進」です。令和4年度から目標項目に変更があり、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」とされました。目標値は、直近3年間の権利移動面積の平均値を基準とし、その1割以上とされたことから、所沢市では3.29ヘクタールとしています。

「2最適化活動の活動目標」「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」です。令和8年度は、1か月当たり一人8日としています。最適化活動を行う農業委員数は中立委員を除く15人、農地利用最適化推進委員は12人です。

活動日数は、事務局へ毎月御提出いただいている活動記録簿から集計します。

「（2）活動強化月間の設定目標」です。強化月間は最適化活動の3本の柱である、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のそれぞれについて1か月ずつ設けることとされたものです。強化月間につきましては、遊休農地の解消は農地の利用状況調査の再調査を行う10月、農地の集積は農地サポート登録数の増加する11月、新規参入の促進は昨年度と同様に2月としています。

「（3）新規参入相談会への参加目標」です。埼玉県、市町村等の開催する新規参入相談会に、推進委員等が1人以上参加することとされており、目標の参加回数は1回としています。今年度は東京都内で開催される「新・農

業人フェア」に参加することを目標としました。「新・農業人フェア」とは、農業を仕事にしようと考えている方など様々な方が情報を得られるイベントで、農業水産省や全国農業会議所が協賛しているイベントです。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長： 協議事項1、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項1について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、協議事項1については、原案のとおり決定といたします。

協議事項2 農地利用状況調査の実施（案）について

議長： 「協議事項2 農地利用状況調査の実施（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項2 農地利用状況調査の実施（案）について」ご説明いたします。

「1 調査期間」は、令和8年7月27日（月）から8月28日（金）までです。調査日は原則7月27日（月）～8月7日（金）までとし、後半は予備日とします。調査開始時間は原則9時30分ですが、調整が可能であれば早い時間から実施します。

「2 調査員」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業振興課職員、農業委員会事務局職員です。

「3 事前周知」は、6月下旬に郵送する「農委だよりところざわ第95号」に記事を掲載するとともに「農地利用状況調査の実施について」を同封します。

市外の所有者にも同様の内容を通知し、合わせて広報ところざわ7月号に周知する記事を掲載します。

利用状況調査にあたって、事前に所在地等の確認をお願いします。

説明は以上です。

議長： 協議事項2、農地利用状況調査の実施（案）について、ただいまの事務局からの説明に対して質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項2について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、協議事項2については、原案のとおり決定といたします。

以上をもって、本総会の審議事項につきましては、すべて終了しました。
皆様のご協力により、滞りなく議事を進めることができました。
ありがとうございました。これにて議長職を解かせていただきます。

田中会長職務代理委員により閉会 （午後 3 時 3 5 分）